

**令和5年度鹿児島市短期集中運動型サービスモデル事業業務委託契約における
企画提案競技実施要領**

1 委託業務名

短期集中運動型サービスモデル事業業務委託

2 委託業務の概要

(1) 募集事業所

次の3類型から各1事業所を募集。

ア 介護予防・生活支援サービス事業における運動型通所介護サービス指定事業所
介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき市長が指定する者

イ 医療機関

医療法第39条第1項及び第2項の規定による医療法人 等

ウ 運動施設

フィットネスクラブやスポーツジム等の運営を行う法人 等

(2) 募集区分及び業務の場所

提案者は、希望する募集区分を第3希望まで応募することができる。

募集区分	区域 ※1
北部	【地域包括支援センターの以下事業所の管轄エリア】 吉野（緑ヶ丘含む）、伊敷台、上町、西伊敷、吉田、郡山
中部	【地域包括支援センターの以下事業所の管轄エリア】 武・田上（武岡含む）、中央、鴨池北、城西、桜島、松元
南部	【地域包括支援センターの以下事業所の管轄エリア】 谷山北（星ヶ峯含む）、鴨池南、谷山南、谷山中央、喜入

※地域包括支援センターの管轄エリアの詳細はP6「参考資料」をご参照ください。

(3) 業務の内容 仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

4 企画提案提出要領

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案競技参加申出書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ （法人）商業登記簿謄本
（個人）身分証明書

エ 印鑑証明書

オ 決算書（この告示の日における直近の1期分の財務諸表）

カ 鹿児島市が発行した市税に滞納がないことの証明書（この告示の日以降に発行されたものに限る。徴収猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。（この告示の日以降に発行された

もの)

キ 委任状兼使用印鑑届(様式3)(必要な場合のみ)

ク 企画提案書(様式4) 正本1部 副本9部

ケ 見積書(様式5) 正本1部 副本9部

(2) 注意事項

ア この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登録のある者については、(1)のウからオまでの書類の提出を省略することができる。

イ 商業登記簿謄本、身分証明書及び印鑑証明書は、令和5年1月1日以降に発行され、又は証明されたものを提出すること。

ウ (5)の提出書類のうちクからケまでについて

正本 1部(表紙に会社名、住所及び代表者を記入し押印すること。)

副本 9部(会社名、住所、社章等の企業名が分かる記述をしないこと。)

(3) 提出先

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿あんしん課

(4) 提出期限

ア (1)の提出書類のうちアからキまで

告示の日から令和5年4月14日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ (1)の提出書類のうちクからケまで

告示の日から令和5年5月12日(金)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

(5) 提出方法

郵送または直接持参

(6) 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書の取扱いは次のとおりとする。

ア 企画提案書等は、返却しないものとする。

イ 企画提案書等の作成、提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 企画提案書等は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し、使用することができる。

エ 企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて審査する。

オ 企画提案書等は、提出後の差替え、追加等は認めない。

カ 企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

キ 提出された企画提案書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき不開示情報を除いた情報を公開することがある。

(7) 作成上の注意

ア 企画提案書は、A4版で作成し、ページ番号を見易い位置に付すこと。

イ 提案書の内容は、文書で簡潔に概要を記述すること。

ウ 様式のほかに、文書を補完するためのイラスト、マニュアル、イメージ図等を添付してもよい。

ただし、添付する書類はA4版とし、関連する様式の次に添付し、様式と併せて通しでページ番号を見易い位置に付すこと。

5 予算上限額

項目	事業所の受入数	執行予定額 (消費税及び地方消費税を含む。)
事業全体	60人以上90人以下 (3事業所×2クール×10人以上15人以下)	4,012,800円
1事業所	20人以上30人以下 (2クール×10人以上15人以下)	1,337,600円

※各事業所1クールのプログラム達成者数を10人以上にすること。

※1クール目のプログラム達成者数が10人を満たさない場合は、2クール目の人数を多くすることにより、2クールのプログラム達成者合計数を20人以上にすること。

※上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

※契約額は、実際の事業所の受入数により変更することは想定していないので、留意すること。

6 審査及び選定

(1) 選定方法

① 募集事業所

次の3類型から各1事業所を選定。

ア 介護予防・生活支援サービス事業における運動型通所介護サービス指定事業所
介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき市長が指定する者

イ 医療機関

医療法第39条第1項及び第2項の規定による医療法人 等

ウ 運動施設

フィットネスクラブやスポーツジム等の運営を行う法人 等

※ ア～ウの類型のうち、応募がない類型については他の類型から選定する。

② 選定数

次の募集区分の中から、各1事業所を選定。

ア 北部ブロック

※地域包括支援センターの以下事業所の管轄エリア

吉野(緑ヶ丘含む)、伊敷台、上町、西伊敷、吉田、郡山

イ 中部ブロック

※地域包括支援センターの以下事業所の管轄エリア

武・田上(武岡含む)、中央、鴨池北、城西、桜島、松元

ウ 南部ブロック

※地域包括支援センターの以下事業所の管轄エリア

谷山北(星ヶ峯含む)、鴨池南、谷山南、谷山中央、喜入

※原則として1者を複数ブロックで選定することはない。

※ア～ウの募集区分のうち、応募がない区分については他の区分から選定する。

③ 選定方法

すこやか長寿部業者選定委員会において、企画提案書のプレゼンテーション審査を行い、審査委員が評価項目毎に評価点を付け、合計得点が全体の6割以上の者のうち、高

得点の者から順に、当該得点者の希望順で選定する。

ただし、1者しか応募がない募集事業所の類型及び募集区分においては、希望順に関わらず当該応募者を優先的に選定する。

(2) 失格事項等

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- イ 企画提案競技に参加する資格要件を欠くこととなった場合
- ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他この実施要領の規定に違反する場合

(3) プレゼンテーション審査日

令和5年5月23日（火）（予定）

(4) 注意事項

ア 選定委員会によるプレゼンテーション審査の開催日時等の詳細は、申込者に対し、

後日通知する。

イ プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。

ウ プレゼンテーションの時間は20分以内とする。

エ プレゼンテーション時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイント等を作成して説明しても差し支えない。

イ 追加資料等の提出は認めない。

ウ 辞退する場合は、事前に辞退届（様式7）を提出するものとする。

7 評価基準

評価項目	評価基準	点数配分
ア プログラム内容	効果的な運動機能の向上が見込まれること。	25点
イ 介護予防の取組	地域における介護予防の取組を実施しており、さらに、本事業との連携により、今後の効果的な事業実施が見込まれること	20点
ウ 社会参加への取組	サービス終了後の通いの場等への社会参加に繋げる取り組みが工夫されており、利用者の社会参加の実現が見込まれること。	25点
エ 地域包括支援センターとの連携	これまでも地域包括支援センターと連携しており、さらに、本事業との連携により、今後の効果的な事業実施が見込まれること	10点
オ 実現性	実施体制（スケジュールや人員体制、業務分担等）及び費用が妥当であり、スムーズな運営が期待できること	10点
カ 総合評価	企画提案書及びプレゼンテーションにおける総合的な評価	10点
	合 計	100点

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和5年4月19日（水）午後5時15分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。
電子メールアドレスchoujuanshin-chi@city.kagoshima.lg.jp

(3) 提出様式

質問書（様式6）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問書に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等を必ず記入すること。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和5年5月8日（月）までに、市ホームページにて回答する。

9 選定結果について

- (1) 審査結果は、提案書を提出した者に文書で通知する。
- (2) 選定結果に対する質問及び異議申し立ては認めない。

10 スケジュール

内 容	日 時
(1) 告示	令和5年4月3日（月）
(2) 参加申込書提出期限	令和5年4月14日（金）午後5時15分まで
(3) 参加決定通知	令和5年4月19日（水）
(4) 企画提案書等の提出期限	令和5年5月12日（金）午後5時15分まで
(5) プレゼンテーション審査	令和5年5月23日（火）（予定）
(6) 選定結果通知	令和5年5月下旬（予定）
(7) 契約締結	令和5年6月上旬（予定）

鹿児島市長寿あんしん相談センター管轄町名

(令和5年1月現在)

◇ 郡 山		◇ 吉 野		◇ 西 伊 敷		◇ 伊 敷 台	
花尾町 有屋田町 川田町 郡山町	郡山岳町 西俣町 東俣町 油須木町	大明丘1~3丁目 吉野1~4丁目 吉野町(磯、花倉、三船 竜ヶ水、平松地区を除く)	伊敷町 犬泊町 千年1・2丁目 伊敷1~8丁目 西伊敷1~7丁目 花野光ヶ丘1・2丁目 小野町(一部を除く) 岡之原町 (3796、4082~4300番地)	皆与志町 小山田町 伊敷町(七窪地区)	西坂元町 下伊敷町 若葉町 下田町(七窪地区)	玉里団地1~3丁目 伊敷台1~7丁目 下伊敷1~3丁目 小野1~4丁目	坂元町(実方・川添地区を除く) 東坂元2丁目(1~18、20、41番) 小野町(高山、松之口、平松、鶴ノ村の一部)
◇ 吉 田		緑ヶ丘					
西佐多町 東佐多町 本城町 牟礼岡1~3丁目	本名町 宮之浦町	川上町 緑ヶ丘町 下田町(七窪地区を除く) 岡之原町(3796、4082~4300番地を除く)					
◇ 上 町							
清水町 祇園之洲町 誠川町 池之上町 稻荷町	春日町 柳町 浜町 上竜尾町 下竜尾町	冷水町 長田町 大竜町 上本町 小川町	易居町 名山町 本港新町 山下町 中町	金生町 城山町 泉町 住吉町 堀江町	大黒町 呉服町 坂元町の実方、川添地区 吉野町の磯、花倉、三船、竜ヶ水、平松地区 東坂元1~4丁目(2丁目1~18、20、41番を除く)		
○ 武・田上		○ 中 央		○ 鴨 池 北			
武1~3丁目 紫原7丁目 田上町 田上1~8丁目 唐湊1・2丁目(1丁目11~13番を除く) 向陽1丁目(1~4番、5番1~3号 10~12番を除く) 広木1~3丁目(2丁目36番、3丁目1・2番 3番15号、5番7号と15号を除く)	田上台1~4丁目 西別府町 西陵1~8丁目 上荒田町(50~57番)	平之町 東千石町 西千石町 照国町 新町 船津町 城南町 松原町 南林寺町 上荒田町(50~57番を除く)	甲突町 錦江町 新屋敷町 樋之口町 山之口町 千日町 加治屋町 中央町 上之園町	高麗町 荒田1・2丁目 与次郎1・2丁目 下荒田1~4丁目	天保山町 鴨池新町 鴨池1・2丁目 郡元1~3丁目	真砂町 真砂本町	
武 岡				○ 城 西			
武岡1~6丁目 小野町(西之谷地区)				城山1・2丁目 西田1~3丁目 常盤1・2丁目 草牟田1・2丁目 永吉1~3丁目	明和1~5丁目 原良1~7丁目 薬師1・2丁目 城西1~3丁目 鷹師1・2丁目	新照院町 草牟田町 玉里町 原良町 常盤町	
○ 桜 島				○ 松 元			
野尻町 持木町 東桜島町 古里町 有村町	黒神町 高免町 桜島赤水町 桜島赤生原町 桜島小池町	桜島西道町 桜島白浜町 桜島武町 桜島藤野町 桜島二俣町	桜島松浦町 桜島横山町 新島町	石谷町 入佐町 上谷口町	直木町 春山町 福山町	松陽台町 四元町 平田町	
□ 鴨池南		□ 谷山北		星ヶ峯		□ 谷山中央	
唐湊3・4丁目 郡元町 南郡元町 東郡元町 三和町 紫原1~6丁目 西紫原町 広木3丁目 (1・2番、3番15号、5番7号と15号) 唐湊1丁目(11~13番) 向陽1丁目の一部 (1~4番、5番1~3号、10~12番)	南新町 日之出町 向陽2丁目 宇宿1~9丁目 中央港新町 新栄町 広木2丁目36番	桜ヶ丘1~8丁目 自由ヶ丘1・2丁目 中山1・2丁目 山田町 中山町 (松林柳ヶ谷地区を除く)	皇徳寺台1~5丁目 星ヶ峯1~6丁目 五ヶ別府町	小松原1・2丁目 清和1~4丁目 東谷山1~7丁目 谷山中央1~8丁目 西谷山1・2・4丁目 西谷山3丁目(35~39番を除く) 中山町(松林、柳ヶ谷地区) 下福元町 (大久保、大脇原、玉利、勘場、木屋宇都)	小原町 魚見町 上福元町 東開町 希望ヶ丘町		
		□ 谷山南				□ 喜 入	
		錦江台1~3丁目 坂之上1~8丁目 光山1・2丁目 平川町 卸本町 西谷山3丁目の一部(35~39番) 下福元町(大久保、大脇原、玉利、勘場、木屋宇都を除く)	南栄1~6丁目 谷山港1~3丁目 七ツ島1・2丁目 和田1~3丁目 慈眼寺町	喜入瀬々串町 喜入中名町 喜入生見町	喜入前之浜町 喜入町 喜入一倉町		

※一部の町名に記載されている「~の一部」、「~を除く」等の詳細は鹿児島市長寿あんしん課または管轄の長寿あんしん相談センターへお問合せください。